

## 兵庫県健康づくりチャレンジ企業アワード実施要綱

### (目的)

第1条 兵庫県健康づくりチャレンジ企業アワード（以下「アワード」という。）は、兵庫県内において職場における健康づくり活動に積極的に取り組み、他の模範となる兵庫県健康づくりチャレンジ企業（以下「チャレンジ企業」という。）を表彰することにより、その功績を称えるとともに、その活動内容を広く紹介し、県民の健康づくり活動を推進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 アワードは、兵庫県及び全国健康保険協会兵庫支部の主催とする。

### (表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、兵庫県知事賞及び全国健康保険協会兵庫支部長賞とする。

### (表彰対象)

第4条 アワードの対象は、次の要件すべてに該当するチャレンジ企業とする。

- (1) 従業員の健康診断等の実施状況が優良であること
- (2) 所属する保険者等が実施する健康宣言等に取り組んでいること
- (3) 従業員の健康管理等に取り組んでいること
- (4) 従業員の健康づくりのための取組を積極的に行っていること
- (5) 推薦調書(別紙)内の宣誓内容を満たしていること

### (募集方法)

第5条 候補者の募集方法は、自薦又は他薦とする。

- 2 他薦の場合は、市町、県健康福祉事務所、健康保険組合連合会兵庫連合会、県内商工会議所、及び県内商工会からの推薦による。

### (推薦方法)

第6条 推薦は、推薦調書に必要事項を記入し、保健医療部健康増進課に提出する。

### (選考方法)

第7条 被表彰者は、選考委員会の審査に基づき決定する。

### (表彰方法)

第8条 表彰は、賞状及び記念品を授与して行う。

### (表彰結果の公表)

第9条 表彰された取組みは、兵庫県のホームページ等で優良事例として公表する。

(表彰の取り消し)

第10条 被表彰者が著しく不当な行為を行い、被表彰者として適当でないと認めるときは、表彰を中止又はすでに行った表彰を取り消すことができる。

(その他)

第11条 アワードの実施に必要な事務は、保健医療部健康増進課において取り扱う。

2 この要綱に定めるもののほか、アワードについて必要な事項は、保健医療部健康増進課において別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月18日から施行する。